

高崎都市計画特別用途地区の変更（特別業務地区及び大規模集客施設制限地区）（高崎市決定）

高崎都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 189ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く） 2. 建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げるもの（（り）項第4号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。） 3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 5. キャバレー、料理店その他これらに類するもの

<p>大規模集客施設制限 地区</p>	<p>約 407ha</p>	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2第2項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>
-------------------------	----------------	---

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

榛名都市計画特別用途地区の変更（大規模集客施設制限地区）

（高崎市決定）

榛名都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限 地区	約 9.9ha	建築してはならない建築物： 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、 ナイトクラブその他これに類する用途で 建築基準法施行令第130条の9の2で 定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、 遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類する用途で建築基準 法施行令第130条の8の2第2項に定 めるものに供する建築物でその用途に供 する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧 場の用途に供する部分にあつては、客席 の部分に限る。)の床面積の合計が1万平 方メートルを超えるもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

吉井都市計画特別用途地区の変更（大規模集客施設制限地区）

（高崎市決定）

吉井都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限 地区	約 2. 5 ha	建築してはならない建築物： 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、 ナイトクラブその他これに類する用途で 建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で 定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、 遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売 場その他これらに類する用途で建築基準 法施行令第 1 3 0 条の 8 の 2 第 2 項に定 めるものに供する建築物でその用途に供 する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧 場の用途に供する部分にあつては、客席 の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平 方メートルを超えるもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」